

## 6. 統一卒業試験についての申し合わせ（抜粋）

教務委員会・学科会議承認

平成25年 1月 21日

平成26年 1月20日改訂

平成26年 5月19日改訂

令和 4年 1月17日改訂

**目的：**卒業試験問題を国家試験準拠とし国家試験準備に連動させる。合否判定を統一化し、学力不足の学生に対する卒業判定の厳格化をはかる。

本試験：

- 4回にわけて実施する。詳細日程は、年度初めに発表する。1回の試験時間は4時間とする。
- 追試験は、原則として再試験と同時に行う。本試験を無断で欠席した場合は、追試、再試とも受験資格がない。

再試験

- 指定された連続2日間で実施する。
- 再試験不合格者は、次年度に統一卒業試験本試験を受験するものとする。前年度の成績は考慮されない。

合格基準

- 統一卒業試験（本試験）の合格は、以下の基準を満たすこととする。

合格基準：統一卒業試験（本試験）各回の正答率が60%以上であること。各科個別の正答率は問わないが、各回の正答率が60%未満の場合、該当回の再試験対象とする。

- 統一卒業試験（再試験）の合格は、以下の基準を満たすこととする。

合格基準：再試験対象となった回の正答率が、60%以上であること。

- 試験の合否については教務委員会で最終判断を行う。

- 各分野は学生に合否について発表しない。

## 7. 医学部医学科成績評価基準

令和3年12月20日

医 学 科 会 議

岡山大学医学部規程（平成16年岡山大学医学部規程第1号）第17及び令和2年11月10日の全学教育推進委員会承認事項「成績評価基準の指針」に基づき、成績評価基準を次のように定める。

1. 成績評価は授業の到達目標に対する学修者の到達度を表すものであり、到達目標と評価の方法はシラバスに明記する。
2. 成績評価は、期末テスト、中間テスト、小テスト、レポート提出、授業への取組・受講態度、出席状況などの多面的で多様な方法によって行い、授業終了時に行う最終評価（期末テスト）のみに偏重しないようにする。評価は授業の途中においても行い、その結果を学修者にフィードバックすることなどによって学修者の目標への到達度を高めることに努める。また、授業の形態（講義、実験、実習、演習、実技等）に応じて、適切な評価方法を採用する。
3. 同一授業科目については、評価の方法と基準を可能な限り統一することが望ましい。
4. 評語及び評点に対する基準は以下のとおりとする。

評語	評点	基準
A+	90～100点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	80～89点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。
B	70～79点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
C	60～69点	到達目標を概ね達成している。
F	0～59点	到達目標を達成していない。

## 8. 岡山大学医学部医学科専門教育科目における成績評価異議申立に関する要項

（平成28年2月15日）  
（医 学 科 会 議）

### （趣旨）

第1条 この要項は、岡山大学の学生が、当該学生が履修した医学部医学科が開講する専門教育科目（以下「医学科専門教育科目」という。）に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

### （異議申立事由）

第2条 学生は、当該期の医学科専門教育科目に係る成績評価について、次の各号の一に該当する場合に、医学部長へ異議を申し立てることができる。

- 一 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス又は担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- 三 その他異議申立を行うにあたり合理的又は客観的な根拠があると思われるもの

### （異議申立手続）

第3条 異議を申し立てようとする学生は、医学科専門教育科目の成績評価についての異議申立書（別紙様式1。以下「異議申立書」という。）を学務課教務グループ医学科担当に提出しなければならない。

- 2 異議申立ができる期間は、当該成績評価の開示日から原則として10日以内とする。
- 3 学生からの異議申立があった場合、医学部長は異議申立書の写しを当該授業担当教員に送付する。
- 4 当該授業担当教員は、速やかに、医学科専門教育科目の成績評価についての異議申立に係る回答書（別紙様式2。以下「回答書」という。）により、医学部長へ回答する。
- 5 医学部長は、当該授業担当教員から提出のあった回答書の内容を調査・確認し、必要と認めるときは、当該授業担当教員からさらに詳細な説明を求め、又は成績評価の訂正を求めることができる。
- 6 医学部長は、異議申立書を受理した日から原則として8日以内に、当該異議申立の結果を文書により学生へ回答するものとする。

### 附 則

この要項は、平成28年2月15日から施行し、平成28年度開講科目の成績評価から適用する。

※別紙様式1、2は省略

## 9. 岡山大学学生に係る懲戒等に関する規則

〔平成28年 2月23日  
岡大規則第1号〕

改正 平成31年 3月28日規則第19号  
令和 元年12月24日規則第30号  
令和 3年 1月25日規則第 1号

### (趣旨)

第1条 この規則は、岡山大学（以下「本学」という。）の学生（本学に学籍を有するすべての者をいう。以下同じ。）に係る岡山大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第58条第2項に基づき、学生の懲戒及び教育的指導として行う厳重注意等について、必要な事項を定める。

### (基本的な考え方)

第2条 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的指導の観点から行わなければならない。

### (懲戒の種類・効果等)

第3条 学生の懲戒は、処分書を交付して行い、その種類及び効果は、次の各号のとおりとする。

- 一 退学 学生としての身分を失わせること。
  - 二 停学 一定の期間登校を停止させること。
  - 三 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- 2 前項第2号に定める停学は、有期又は無期とし、次のとおりとする。
- 一 有期停学は、確定期限を付す。
  - 二 無期停学は、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定する。

### (懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 本学の秩序を乱し、授業・研究等本学の運営を妨げるような行為を行った場合
- 二 学内外において違法行為を行った場合
- 三 本学が実施する試験において、不正行為を行った場合、不正行為を行おうとした場合又は監督者の注意若しくは指示に従わない場合で特に悪質と判断された場合
- 四 本学の諸規則等に違反する行為を行った場合
- 五 その他学生の本分に反する行為を行った場合

### (懲戒処分の量定)

第5条 懲戒処分の量定の決定にあたっては、別表に掲げる懲戒処分標準例を参考に、教育的指導の観点から総合的に判断するものとする。ただし、個別の事案の内容によっては、これによらない場合もあるものとする。

- 2 前項の判断基準は、岡山大学学生の懲戒処分の量定決定に関する内規（平成28年2月23日学長裁定）」による。

### (退学・停学の懲戒手続)

第6条 当該学生が所属する学部等の長（以下「学部長」という。）は、当該事実（その疑いに合理性のあるものを含む。）が退学又は停学に相当すると認めるときは、当該学生に対し直ちに謹慎を命ずるとともに学長にその旨を報告するものとする。

- 2 学部長は、当該学部の教授会の議を経て、当該学生を退学又は停学とすることが相当であると判断したときは、学長に申出るものとする。

- 3 学長は、前項の申出があったときは、教育研究評議会に付議し、その審議結果を参酌して、当該学生の処分等を決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、学長は、第2項の規定により申し出のあった事案に係る処分について、3月を超えない期間の停学が相当であると判断した場合は、教育研究評議会に付議することなく、当該学生の処分等を決定することができる。ただし、事後において、当該処分について教育研究評議会に報告しなければならない。
- 5 第1項の謹慎の期間は、停学期間に算入する。

(訓告の懲戒手続)

- 第7条 学生の懲戒のうち訓告は、全学的な見地から検討を要する場合を除き、学則第58条第1項の規定に基づき、学部長に委任するものとする。
- 2 訓告の決定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。
  - 3 学部長が訓告を行おうとする場合は、事前に学長に報告するものとする。

(弁明)

- 第8条 学部長は、学生の懲戒の申出又は決定を行おうとするときは、教授会の審議に先立ち、当該学生に対して、懲戒の提案がある旨を文書で通知し、相当期間まで文書又は口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 2 意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく意見陳述書を提出しなかった場合又はこれを欠席した場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒審査委員会)

- 第9条 学長は、全学的な見地から検討を要すると認めたときは、懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、副学長のうち学長が指名した者、関係学部長及び学長が指名した教育研究評議会評議員若干人で組織する。
  - 3 委員会は、当該懲戒の適否について審議し、その結果を学長に報告する。
  - 4 委員会は、審査にあたり、当該学生に対して、懲戒に対する文書又は口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく意見陳述書を提出しなかつた場合又はこれを欠席した場合は、この権利を放棄したものとみなす。
  - 5 学長は、委員会の審査結果を参照し、必要と認めたときは、学部長に当該懲戒の再検討を指示することができる。

(懲戒の通知等)

- 第10条 学長又は学部長が懲戒を決定したときは、当該学生に対し、文書により通知する。
- 2 前項の通知は、懲戒の内容及び理由を記載した懲戒処分書を、学部長から当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法により通知する。
  - 3 懲戒処分の発効日は、当該学生に前項による交付等が行われた日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りではない。

(処分内容の公表)

- 第11条 学生の懲戒を行ったときは、同種の不正行為等を防止し、学生の規範意識を啓発する目的で、当該懲戒の内容を、学内への掲示等により公表するものとする。ただし、当該学生の氏名、学生番号その他個人を特定できる情報は公表しない。

(懲戒に関する記録)

- 第12条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。ただし、証明書及び推薦書等にはその内容を記載しない。

(不服申立て)

- 第13条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発

- 効日の翌日から起算して14日以内にその証拠となる資料を添えて、文書により学長に不服申立てを行うことができる。
- 2 学長は、必要があると認めた場合は、学部長に再審査を指示し、結果の報告を求めるものとする。
  - 3 学長は、前項の報告を教育研究評議会に付議し、その審議結果を参照して、当該懲戒処分に係る再審査の結果を決定する。
  - 4 学長は、再審査の結果（再審査の必要がないと認めた場合は、その旨）を、当該学生に文書により通知するものとする。
  - 5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げない。

#### （停学中の取扱い）

- 第14条 停学中の受験及び履修手続きは、次の各号のとおりとする。
- 一 停学中の受験は認めない。
  - 二 停学中の履修手続きは、停学の解除後、学部が定める期間内に行う。
- 2 停学及び謹慎中の学生に対する指導は、当該学部において教育的観点から行うものとする。

#### （無期停学処分の解除）

- 第15条 無期停学の解除は、学部長の申出により、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。
- 2 学長は無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知する。
  - 3 前項の通知は、学部長から当該学生に交付することにより行う。

#### （自主退学・休学）

- 第16条 学長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生から、懲戒等の処分が決定する前に、自ら退学する願い出があったときは、この願い出を許可しないものとする。また、懲戒の審査を開始していない場合であっても、当該事実又はその疑いが懲戒に相当すると認められる場合も同様とする。
- 2 学長又は学部長は、停学中の学生から休学の願い出があったときは、この願い出を許可しないものとする。
  - 3 学長は、休学中の学生に対し停学を命じるときは、当該学生の停学期間の起算日以降の休学許可を取り消すものとする。

#### （逮捕・勾留時の取扱い）

- 第17条 学生が逮捕・勾留され、本人に接見することができない場合であっても、本人が罪状を認めていると確認された場合は、懲戒を行うことができる。
- 2 前項において、本人が罪状を否認している場合であっても、諸般の状況を考慮し慎重に検討した上で、学長が当該学生を懲戒処分にすることが適当であると認めた場合は、懲戒を行うことができる。

#### （厳重注意）

- 第18条 学長又は学部長は、社会的規範に照らし、不適切な行為を戒め、規律を保持する必要があると認めるときは、教育的指導として文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

#### （読替）

- 第19条 この規則は、大学院学生に関しては、「学則」、「学部長」、「学部」及び「教授会」をそれぞれ「大学院学則」、「研究科長」、「研究科」及び「教授会又は研究科委員会」と読み替えるものとする。

#### （雑則）

- 第20条 この規則に定めるもののほか、試験における不正行為の取扱い及びその他学生の懲戒等に関する必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月25日から施行する。

別表（第5条関係）

懲戒処分標準例

区分	懲 戒 対 象 行 為	該当する懲戒の種類
犯罪行為 (交通事故 ・違反を除く。)	殺人、強盗、強制性交等、放火等などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	薬物犯罪行為（大麻その他違法薬物、危険ドラッグの使用及び不法所持、売買、仲介等）	退学、停学又は訓告
	わいせつ行為	退学、停学又は訓告
	傷害行為	退学又は停学
	他人を傷害するに至らない暴力行為	停学又は訓告
	窃盗、詐欺、恐喝、住居不法侵入などの犯罪行為	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
交通事故・違反	コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	退学、停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転など悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が飲酒運転や暴走運転など悪質な場合	退学又は停学
飲酒	飲酒運転、暴走運転などの交通法規違反を犯した場合	停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめた行為	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、停学又は訓告
	飲酒を強要した行為	停学又は訓告
	未成年者の飲酒の事実を知りながら同席していた場合	停学又は訓告
違法行為により本学の秩序を乱す行為	未成年飲酒を行った場合	停学又は訓告
	本学の教育研究、学修環境又は管理運営を著しく妨げる行為	退学、停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスマント、いじめ等のハラスマント行為	退学、停学又は訓告
	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び濫用	退学、停学又は訓告
試験不正行為	その他違法行為により本学の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は訓告
	代理（替玉）受験をしたり、させた場合又は特に悪質な不正行為を行った場合	退学又は停学
	不正行為を行った場合	停学
	不正行為を行おうとした場合又は不正行為を帮助した場合	停学又は訓告

## 10. 医学部医学科で開講する授業科目での学内研究施設の使用に関する申し合わせ

令和 4年 2月21日 医学科会議承認

1. この申し合わせは、医学教育において重要な科学的論理思考力や探究心を育むために開講される、岡山大学医学部規程(平成16年岡大医規程第1号)第10条に定める教育課程の授業科目(以下、「授業科目」という。)に必要な学内研究施設の医学部医学科生による使用に関し、必要な事項を定める。
2. 医学部医学科で開講する授業科目で必要となる学内研究施設を次に掲げる。
  - 一 大学院医歯薬学総合研究科 各教育研究分野の研究室
  - 二 医学部共同実験室
  - 三 自然生命科学研究支援センター 動物資源部門 鹿田施設
  - 四 自然生命科学研究支援センター 光・放射線情報解析部門 鹿田施設
  - 五 岡山大学病院バイオバンク
3. 年間の授業計画に沿って、授業担当教員による指導・許可のもと、医学部医学科生は2.で掲げる学内研究施設(以下、「学内研究施設」という。)を使用することができる。
4. 使用にあたっては、各学内研究施設の使用規則を遵守しなければならない。
5. この申し合わせに依りがたい場合には、学内研究施設管理責任者と教務委員長において協議するものとする。

# 13. 岡山大学医学部医学科医学教育学生会内規

(制定 平成27年9月25日)

## (設置目的)

第1条 医学教育における課題について学生が主体となって検討することを目的として岡山大学医学部医学科に医学教育学生会（以下「学生会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 学生会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 医学教育における課題に関する事項
- 二 その他必要と認められる事項

2 前項の審議結果については、必要に応じて教務委員会に諮るものとする。

## (組織)

第3条 学生会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- 一 医学部医学科学生（各学年2名程度）
- 二 その他代表が必要と認める者

## (医学教育学生会代表)

第4条 学生会に医学教育学生会代表（以下「代表」という。）を置き、教務委員会委員長が指名する。

2 代表は、学生会を招集し、その議長となる。

## (会員以外の者の出席)

第5条 代表は、必要に応じて、会員以外の者の出席を求めて、意見を聴取することができる。

## (事務)

第6条 学生会の事務は、学務課において処理する。

## (雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この内規は、平成27年9月25日から施行する。

## 14. 医学部体育館、武道館使用内規

第1条 岡山大学医学部体育館、武道館（以下「体育館」という。）の使用については、法令等に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2条 体育館は、次に掲げる場合にこれを使用する。

- (1) 本学部の承認を経た課外活動並びに本学部の授業を行うとき。
- (2) 本学部及び体育館主管団体の主催する行事等を行うとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、学部長が使用を許可したとき。

第3条 前項第3号の使用の許可を受けようとするものは、使用日の5日前に使用願書（別紙様式）を医歯薬学総合研究科等学務課へ提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、使用前日までに提出することができる。

第4条 第2項第3号により使用を許可されたもののうち固有財産法等諸法規に定められたものについては、別表に定める使用料を、使用日までに納付しなければならない。既納の使用料は返還しない。

第5条 使用許可後においても、本学部において特別の事情が生じた場合、又は、使用許可条件に違反したときはその使用許可を取り消すことがある。

使用許可条件は、別にこれを定める。

第6条 体育館の使用時間は、午前8時30分から午後8時までとする。

ただし、特別の事情があるときは、これを変更することができる。

### 附 則

この内規は、昭和45年6月1日から実施する。

別紙様式及び別表は省略する。

### 医学部体育館使用に関する申合わせ事項

1. 体育館設立の趣旨に鑑み課外活動のための使用を優先する。
2. 課外活動による使用については医学部校友会が主管、調整し学期初めに使用計画書を学務課に提出することとする。
3. 主管団体は校友会の下記の各部とする。（以下「主管部」という。）  
体育館 バレーボール部、バドミントン部、バスケットボール部  
武道館 柔道部、剣道部、空手部
4. 任意の団体等（学外者を含む）が体育館の使用を希望するときは使用願書に主管各部の承認を得たうえ学務課に提出しなければならない。
5. 体育館の使用については器具の使用、使用後の清掃等特種事情があるので主管部又は学務課の指示に従うものとする。個人の使用もこれに準ずる。指示に従わないときは使用を禁止することができる。
6. 本学部の授業、行事及び日曜祝祭日の使用については、事前に学務課を通じ主管部と連絡のうえ調整するものとする。
7. 体育館の使用を希望する団体と主管部との、使用に関する調節が困難なときは、校友会がこの調整に努力するものとする。
8. 体育館の使用にあたっては、解錠、施錠の責任を明らかにし、館内備付けの記録簿に使用の状況等を記録しなければならない。

## 15. 鶴翔会会則

### (名称)

第1条 本会は、鶴翔会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を密にし、学術の向上を図り、併せて母校の発展に尽すことを目的とする。

### (会員)

第3条 会員は、会員、賛助会員及び名誉会員とする。

2 次の各号に掲げる者を会員とする。

一 岡山県医学校、第三高等中学校医学部、第三高等学校医学部、岡山医学専門学校、岡山医科大学、岡山医科大学附属医学専門部、岡山医科大学臨時附属医学専門部、岡山大学医学部医学科の卒業生並びに、岡山大学大学院医学研究科・医歯学総合研究科（医学系）及び医歯薬学総合研究科（医学系）の修了者

二 岡山大学医学部・大学院医歯薬学総合研究科（医学系）（前身の学校、大学等を含む）及び岡山大学病院（医系）（以下「本学」という。）の教授・准教授・講師及び助教（以下「教員」という。）

三 本学教員であった者

四 医学部医学科、大学院医歯学総合研究科（医学系）及び医歯薬学総合研究科（医学系）の学生

五 本学で研究及び診療（卒後臨床研修を含む）に従事している者又は従事したことがあるが、一号から四号に該当しない者

3 本会の目的に賛助し入会を希望する者で役員会の議を経た者を賛助会員とする。

4 本会のために尽くし、その功績顕著な者並びに本学の教授であった者を役員会の議を経て名誉会員とする。

5 会員が会則その他の規則に違反するなど本会の名誉を傷つけた場合は、役員会及び総会の議を経て除名することができる。

### (役員及び任務)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 会務を総理し、本会を代表する。

副会長 3名 会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代る。

幹事 若干名 会長を補佐し、会務を処理する。

監事 2名 会務を監査する。

### (役員の選出及び任期)

第5条 本会の役員の選出は、次のとおりとする。

2 会長は、岡山大学医学部長又は医学科の学科長をもってあてる。

3 副会長のうち2名は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長（医学系）又は副研究科長（医学系）及び岡山大学病院長をもってあて、他の1名は評議員の互選により、総会の議を経て

会長が委嘱する。

- 4 幹事及び監事は、評議員の互選により、会長が委嘱する。
- 5 互選された役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、任期終了後においても後任者が決定されるまでの間、その会務を行う。

#### (名誉会長)

第6条 多年本会のために尽しその功労顕著な者を役員会に附議して、名誉会長に推薦することがある。

#### (評議員)

第7条 評議員は、次の各号に掲げる者について、会長が委嘱する。

- 一 岡山市又はその附近在住会員若干名並びに医学部医学科卒業のクラス委員又はクラス委員が推薦する者。ただし、次の第二号及び第三号の者を除く。
- 二 支部代表者各1名
- 三 本学の教授及び准教授

#### (会議)

第8条 本会の会議は、役員会、評議員会及び総会とし、評議員会及び総会は年1回、役員会は必要に応じて開催する。

- 2 役員会は、役員をもって組織し、会務をつかさどる。
- 3 評議員会は、評議員をもって組織し、会長の諮問に応ずる。
- 4 総会は、第3条の会員をもって組織し、本会の重要事項を審議する。
- 5 会議は、すべて会長が招集し、その議長となる。

#### (事業)

第9条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦、連絡調整に関する事業
- 二 学術向上に関する事業
- 三 本学の行事への援助に関する事業
- 四 会報及び会員名簿の発刊に関する事業
- 五 その他目的達成のために必要な事業

#### (会計)

第10条 本会の会計は、入会金及び会費並びに寄付金をもってこれにあてる。

- 2 医学部医学科学生、他学出身の大学院医歯薬学総合研究科（医学系）学生及び第3条第2項第五号に定める会員は、入会の際、入会金として10,000円を納めるものとする。
- 3 会員は、会費として、年額3,000円を納めるものとする。但し、一時に25年分の会費を納めた場合は、以後の会費を徴収しない。
- 4 前項の規定に拘らず医学部医学科及び大学院医歯薬学総合研究科医歯科学専攻（医学系）の学生は、在学中の会費として入学の際、1,000円を納めるものとする。  
なお、卒業の際、向こう10年間の会費を前払いすることができる。但し、その額は24,000円とし、卒業時のみ適用とする。
- 5 賛助会員の入会金及び会費については、第3条第3項に定める役員会の議において定める。

- 6 会員が77歳に達したときは、本人の申し出により会費を免除することができる。
- 7 名誉会長及び名誉会員からは、会費を徴収しない。
- 8 入会金及び会費の変更については、役員会及び評議員会の議を経て総会において決定する。

**(会計年度)**

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

**(構成)**

第12条 本会は、本部を岡山大学医学部内に設置する。

2 本部には事務局を設け、専任職員を置く。

第13条 本会は、必要な地に支部を設置する。支部に代表者を置く。

第14条 会員は、住所、職業等に異動が生じたときは、その都度本部に通知するものとする。

**(会則の変更)**

第15条 会則の変更は、役員会、評議員会及び総会に諮って、会長がこれを決定する。

**附 則**

この会則は、平成20年6月7日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

この会則は、平成23年6月4日から施行する。

この会則は、平成24年6月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この会則は、平成27年6月6日から施行する。

## 16. 在学者数・卒業者数・学位授与数

在 学 者 数 (令和 4. 1. 1 現在)

年	1	2	3	4	5	6	計
学 部 学 生	111	118	116	121	127	124	717
大学院医歯薬学総合研究科 (博士)	125	142	132	305			704
" (修士)	15	25					40

卒 業 者 数 (令和 4. 1. 1 現在)

学 校 沿 革 別	年 次	卒 業 者 数
岡 山 県 医 学 校	明 17～ 21	90
第 3 高 等 中 学 校 医 学 部	明 22～ 27	282
第 3 高 等 学 校 医 学 部	明 28～ 33	360
岡 山 医 学 専 門 学 校	明 34～大 10	1,982
岡山医科大学附属医学専門部	大 11～ 13	313
岡 山 医 科 大 学	大 15～昭 29	2,012
岡山医科大学附属医学専門部	昭 17～ 27	738
岡山大学医学部 (医)	昭 30～令 03	6,860
計		12,637

### 学 位 授 与 数

旧学位 (昭和 35. 3. 31まで) 2,461

新学位 (令和 4. 1. 1 現在)

課 程 博 士 2,964

論 文 博 士 3,829

## 17. 職 員

### 名 誉 教 授 ( ) は在職期間

医学博士	栗 井 通 泰	(昭和 55 年～平成 2 年)
〃	緒 方 正 名	(昭和 37 年～平成 3 年)
〃	西 本 詮	(昭和 41 年～平成 3 年)
〃	金 政 泰 弘	(昭和 49 年～平成 4 年)
〃	関 場 香	(昭和 48 年～平成 4 年)
〃	古 元 嘉 昭	(昭和 61 年～平成 5 年)
〃	原 岡 昭 一	(昭和 56 年～平成 6 年)
〃	矢 部 芳 郎	(昭和 42 年～平成 6 年)
〃	堀 泰 雄	(昭和 54 年～平成 7 年)
〃	森 昭 肇	(昭和 47 年～平成 7 年)
〃	太 田 善 介	(昭和 56 年～平成 8 年)
〃	折 田 薫 三	(昭和 53 年～平成 8 年)
〃	新 居 志 郎	(昭和 53 年～平成 9 年)
〃	松 尾 信 彦	(昭和 49 年～平成 9 年)
〃	武 田 和 久	(平成 3 年～平成 10 年)
〃	大 森 弘 之	(昭和 52 年～平成 10 年)
〃	庄 盛 敏 廉	(昭和 54 年～平成 10 年)
〃	原 田 英 雄	(昭和 57 年～平成 10 年)
〃	増 田 游	(昭和 63 年～平成 11 年)
〃	関 周 司	(平成元年～平成 11 年)
〃	青 山 英 康	(昭和 55 年～平成 12 年)
〃	荒 田 次 郎	(昭和 63 年～平成 13 年)
〃	難 波 正 義	(平成 2 年～平成 13 年)
〃	辻 孝 夫	(昭和 62 年～平成 14 年)
〃	赤 木 忠 厚	(昭和 60 年～平成 15 年)
〃	清 野 佳 紀	(平成 2 年～平成 15 年)
〃	大 本 堯 史	(平成 3 年～平成 15 年)
〃	工 藤 尚 文	(平成 4 年～平成 15 年)
〃	平 木 祥 夫	(平成元年～平成 16 年)
〃	井 上 一	(平成 2 年～平成 16 年)
〃	岡 田 茂	(平成 2 年～平成 17 年)
〃	清 水 信 義	(平成 5 年～平成 17 年)
〃	石 津 日 出 雄	(平成 2 年～平成 18 年)
〃	小 川 紀 雄	(平成 7 年～平成 18 年)
薬学博士	五味田 裕	(平成 5 年～平成 19 年)
医学博士	大 江 透	(平成 6 年～平成 20 年)
〃	黒 田 重 利	(平成 4 年～平成 21 年)
〃	田 中 紀 章	(平成 8 年～平成 21 年)
〃	中 山 睿 一	(平成 3 年～平成 22 年)
〃	小 出 典 男	(平成 11 年～平成 22 年)
医学博士	佐々木 順 造	(平成 3 年～平成 23 年)
〃	小 熊 恵 二	(平成 4 年～平成 23 年)
理学博士	清 水 憲 二	(平成 6 年～平成 23 年)

医学博士	保 田 立 二	(昭和 63 年～平成 23 年)
〃	大 月 洋	(平成 9 年～平成 23 年)
〃	大 塚 順 子	(平成 16 年～平成 23 年)
〃	太 田 吉 夫	(平成 15 年～平成 25 年)
〃	筒 井 公 子	(平成 14 年～平成 26 年)
〃	森 島 恒 雄	(平成 15 年～平成 26 年)
〃	公 文 裕 已	(平成 10 年～平成 27 年)
〃	氏 家 良 人	(平成 12 年～平成 27 年)
〃	山 本 和 秀	(平成 19 年～平成 27 年)
〃	栗 屋 剛	(平成 14 年～平成 28 年)
〃	谷 本 光 音	(平成 13 年～平成 28 年)
〃	佐 野 俊 二	(平成 5 年～平成 28 年)
〃	三 好 新一郎	(平成 21 年～平成 29 年)
〃	平 松 祐 司	(平成 15 年～平成 29 年)
〃	岩 月 啓 氏	(平成 13 年～平成 30 年)
〃	荻 野 景 規	(平成 17 年～平成 31 年)
〃	山 田 雅 夫	(平成 9 年～令和 2 年)
〃	加 藤 宣 之	(平成 11 年～令和 2 年)
〃	白 神 史 雄	(平成 25 年～令和 2 年)
〃	西 崎 和 則	(平成 11 年～令和 2 年)
〃	大 塚 愛 二	(平成 16 年～令和 3 年)
〃	西 堀 正 洋	(平成 13 年～令和 3 年)
〃	浜 田 淳	(平成 19 年～令和 3 年)
〃	吉 野 正	(平成 15 年～令和 4 年)
〃	岡 田 裕 之	(平成 22 年～令和 4 年)
〃	山 田 了 士	(平成 27 年～令和 4 年)
〃	那 須 保 友	(平成 27 年～令和 4 年)
〃	土 井 原 博 義	(平成 22 年～令和 4 年)

### 歴代医学部長（医科大学長）

藤田秀太郎	大 11~14	田中文男	大 14~昭和 6
田村於兎	昭 6 ~15	清水多栄	昭 15~22
林道倫	昭 22~24	遠藤中節	昭 24~28
閔正次	昭 28~32	八木日出雄	昭 32~33
村上栄	昭 33~37	高原滋夫	昭 37~41
三上芳雄	昭 41~44	西田勇	昭 44~46
妹尾左知丸	昭 46~48	小坂淳夫	昭 48~50
稻臣成一	昭 50~54	大藤眞	昭 54~56
新見嘉兵衛	昭 56~58	緒方正名	昭 58~60
小田琢三	昭 60~62	金政泰弘	昭 62~平元
小坂二度見	平元~ 3	木村郁郎	平 3~ 5
新居志郎	平 5~7	松尾信彦	平 7~ 9
産賀敏彦	平 9~11	難波正義	平 11~13
赤木忠厚	平 13~15	岡田茂	平 15~17
小熊恵二	平 17~19	松井秀樹	平 19~21
許南浩	平 21~23	吉野正	平 23~27
大塚愛二	平 27~31	淺沼幹人	平 31~令 3
豊岡伸一	令和 3~		

### 歴代病院長（附属病院長、附属医院長）

藤田秀太郎	大 11~12	田中文男	大 12~14
赤岩八郎	大 14 ~昭 2	林道倫	昭 2 ~ 4
柿沼作	昭 4~ 6	好本節	昭 6 ~ 8
安藤画一	昭 8~ 9	稻田進	昭 9 ~11
畠文平	昭 11~13	津田誠次	昭 13~15
根木博	昭 15~17	北山加一郎	昭 17~19
八木日出雄	昭 19~21	三宅博	昭 21~23
浜本英次	昭 23~24	根岸博	昭 24~28
津田誠次	昭 28~30	八木日出雄	昭 30~32
武田侯光	昭 32~34	高原滋夫	昭 34~36
赤木五郎	昭 36~39	橋本清	昭 39~43
平木潔	昭 43~45	奥田觀士	昭 45~47
砂田輝武	昭 47~49	田中早苗	昭 49~51
大藤眞	昭 51~53	西本詮	昭 53~55
山本道夫	昭 55~57	小坂二度見	昭 57~59
野原望	昭 59~61	小倉義郎	昭 61~63
田邊剛造	昭 63~平 2	大月三郎	平 2~ 4
松尾信彦	平 4~ 6	折田薰三	平 6~ 8
大森弘之	平 8~10	荒田次郎	平 10~12
井上一	平 12~14	清水信義	平 14~17
森田潔	平 17~23	横野博史	平 23~29
金澤右	平 29~令 3	前田嘉信	令 3~

## 専攻分野別教員

※〔 〕内は旧講座等の名称を示す。

### 【解剖学】

元教授 上坂 熊勝 (大11～昭7)	敷波 重治郎 (大11～昭16)
八木田 九一郎 (大11～昭18)	浦 良治 (昭18～30)
関 正次 (昭16～35)	尾曾越 文亮 (昭36～44)
大内 弘 (昭30～56)	新見 嘉兵衛 (昭40～60)
川村 光毅 (昭60～63)	大塚 長康 (昭45～平2)
徳永 敘 (昭63～平13)	村上 宅郎 (昭56～平16)
佐々木 順造 (平3～23)	筒井 公子 (平14～26)
大塚 愛二 (平16～令3)	

### 細胞組織学〔第一講座〕

教授(医博) 大内淑代  
講師(理博) 板東哲哉

### 人体構成学〔第二講座〕

### 脳神経機構学〔第三講座〕

教授(医博) 浅沼幹人  
講師(医博) 宮崎育子

### 【生理学】

元教授 舟岡 英之助 (大11)	生沼 曹六 (大11～昭18)
林 香苗 (昭18～36)	福原 武 (昭29～45)
西田 勇 (昭36～53)	中山 沢 (昭45～平3)
堀 泰雄 (昭54～平7)	菅 弘之 (平3～12)
松井 秀樹 (平7～30)	梶谷 文彦 (平12～17)

### 細胞生理学〔第一講座〕

教授(医博) 神谷厚範  
講師(理博) 檜山武史

### システム生理学〔第二講座〕

教授(医博) 成瀬恵治  
講師(理博) 片野坂友紀

## 生 化 学【生 化 学】

元 教 授 清 水 多 栄 (大 12~昭 27) 水 原 舜 爾 (昭 29~56)  
産 賀 敏 彦 (昭 56~平 11)  
教 授 (歯 博) 竹 居 孝 二  
准教授 (理 博) 山 田 浩 司

## 分子医化学【分子医化学】

元 教 授 二 宮 善 文 (平 3~26)  
教 授 (薬 博) 大 橋 俊 孝  
准教授 (歯 博) 大 野 充 昭

## 薬 理 学【薬 理 学】

元 教 授 奥 島 貫一郎 (大 13~昭 20) 山 崎 英 正 (昭 21~51)  
佐 伯 清 美 (昭 51~平 13) 西 堀 正 洋 (平 13~令 3)  
教 授 (医 博) 細 野 祥 之

## 【病 理 学】

元 教 授 田 村 於 兎 (大 11~昭 18) 田 部 浩 (大 13~昭 29)  
浜 崎 幸 雄 (昭 18~37) 妹 尾 左知丸 (昭 30~55)  
小 川 勝 士 (昭 37~60) 粟 井 通 泰 (昭 55~平 2 )  
赤 木 忠 厚 (昭 60~平 15) 岡 田 茂 (平 2 ~17)  
吉 野 正 (平 15~令 4)

## 病理学（免疫病理）【第一講座】

教 授 (医 博) 松 川 昭 博

## 病理学（腫瘍病理）【第二講座】

講 師 (医 博) 田 中 健 大

## 病原細菌学【細 菌 学】

元 教 授 加 藤 誠 治 (大 11~13) 鈴 木 稔 (大 13~昭 23)  
村 上 栄 (昭 24~44) 俵 寿太郎 (昭 44~49)  
金 政 泰 弘 (昭 49~平 4 ) 小 熊 惠 二 (平 4~23)  
教 授 (医 博) 松 下 治  
准教授 (医 博) 内 山 淳 平

## 病原ウイルス学【ウイルス学】

元 教 授 俵 寿太郎 (昭 44~52) 新 居 志 郎 (昭 53~平 9 )  
山 田 雅 夫 (平 9~令 2 )  
教 授 (医 博) 本 田 知 之

## 疫学・衛生学【衛 生 学】

元教授 緒方益雄(大14~昭32) 大平昌彦(昭32~55)  
青山英康(昭55~平12) 川上憲人(平12~18)  
土居弘幸(平18~31)  
教授(医博) 賴藤貴志  
准教授(医博) 高尾総司

## 公衆衛生学【公衆衛生学】

元教授 大田原一祥(昭29~37) 緒方正名(昭37~平3)  
武田和久(平3~10) 吉良尚平(平10~17)  
荻野景規(平17~31)  
教授(医博) 神田秀幸  
准教授(医博) 久松隆史

## 免 疫 学【生体防御医学】

元教授 山口左仲(昭25~34) 稲臣成一(昭34~58)  
石井明(昭59~平3) 中山睿一(平3~22)  
教授(医博) 鶴殿平一郎

## 法 医 学【法 医 学】

元教授 小南又一郎(大12~13) 遠藤中節(大14~昭30)  
三上芳雄(昭31~49) 何川涼(昭53~平2)  
石津日出雄(平2~18)  
教授(医博) 宮石智

## 医療政策・医療経済学

元教授 浜田淳(平19~令3)

## 国際保健・医療学

元教授 土居弘幸(平19~31)

## 【内 科 学】

元教授 篓繁(大11~13) 金子廉次郎(大11~14)  
柿沼作(大13~昭12) 稲田進(大14~昭20)  
北山加一郎(昭12~27) 山岡憲二(昭20~31)  
小坂淳夫(昭32~50) 平木潔(昭27~51)  
大藤眞(昭42~56) 長島秀夫(昭51~62)  
木村郁郎(昭51~平6) 太田善介(昭56~平8)  
原田実根(平6~13) 辻孝夫(昭62~平14)  
白鳥康史(平14~18) 横野博史(平8~25)  
山本和秀(平19~27) 谷本光音(平13~28)  
岡田裕之(平22~令4)

## **消化器・肝臓内科学【第一講座】**

教授（特任）（医博）高木 章乃夫  
講師（医博）白羽 英則  
講師（医博）大西 秀樹

## **血液・腫瘍・呼吸器内科学【第二講座】**

教授（医博）前田 嘉信  
教授（医博）木浦 勝行  
准教授（医博）松岡 賢市  
講師（医博）大橋 圭明  
講師（医博）市原 英基

## **腎・免疫・内分泌代謝内科学【第三講座】**

教授（医博）和田 淳  
准教授（医博）江口 潤  
講師（医博）喜多村 真治  
講師（医博）中司 敦子

## **精神神経病態学【神経精神医学】**

元教授 荒木 蒼太郎（大11～12） 林道倫（大13～昭27）  
藤原 高司（昭27～30） 奥村 二吉（昭31～45）  
大月 三郎（昭45～平4） 黒田 重利（平4～21）  
内富庸介（平22～26） 山田 了士（平27～令4）  
准教授（医博）寺田 整司  
講師（医博）高木 學

## **小児医科学【小児科学】**

元教授 好本 節（大11～昭18） 浜本 英次（昭18～44）  
木本 浩（昭44～平2） 清野 佳紀（平2～15）  
森島 恒雄（平15～26）  
教授（医博）塙原 宏一  
教授（医博）大月 審一  
准教授（医博）岡田 あゆみ  
講師（医博）長谷川 高誠

## **発達神経病態学領域【小児神経学】**

元教授 大田原 俊輔（昭54～平7） 岡 鎌次（平7～16）  
大塙頌子（平16～23）  
教授（医博）小林 勝弘  
准教授（医博）秋山 倫之

## 【外 科 学】

元 教 授 木 下 益 雄 (大 11)	赤 岩 八 郎 (大 11~昭 2 )
西 川 義 英 (大 12~14)	泉 伍 朗 (昭 3 ~ 8 )
石 山 福次郎 (昭 9 ~16)	三 宅 博 (昭 16~22)
津 田 誠 次 (大 14~昭 33)	陣 内 伝之助 (昭 23~38)
田 中 早 苗 (昭 38~53)	砂 田 輝 武 (昭 33~52)
寺 本 滋 (昭 52~平 5)	折 田 薫 三 (昭 53~平 8 )
清 水 信 義 (平 5~17)	伊 達 洋 至 (平 18~19)
田 中 紀 章 (平 8~21)	三 好 新一郎 (平 21~29)

## 消化器外科学【第一講座】

教 授 (医 博) 藤 原 俊 義
教 授 (医 博) 八 木 孝 仁
教 授 (医 博) 野 田 卓 男
准教授 (医 博) 模 田 祐 三
講 師 (医 博) 野 間 和 広
講 師 (医 博) 吉 田 龍 一

## 呼吸器・乳腺内分泌外科学【第二講座】

教 授 (医 博) 豊 岡 伸 一
准教授 (医 博) 枝 園 忠 彦
准教授 (医 博) 岡 崎 幹 生
講 師 (医 博) 山 本 寛 斎
講 師 (医 博) 岩 谷 榮 生

## 整形外科学【整形外科学】

元 教 授 児 玉 俊 夫 (昭 29~53)	田 邊 剛 造 (昭 53~平 2 )
井 上 一 (平 2 ~16)	
教 授 (医 博) 尾 崎 敏 文	
准教授 (医 博) 西 田 圭一郎	
講 師 (医 博) 古 松 肇 之	

## 皮膚科学【皮膚科学】

元 教 授 谷 奥 喜 平 (昭 35~51)	野 原 望 (昭 51~63)
荒 田 次 郎 (昭 63~平 13)	岩 月 啓 氏 (平 13~30)
教 授 (医 博) 森 実 真	
講 師 (医 博) 川 上 佳 夫	

## 泌尿器病態学【泌尿器科学】

元 教 授 皆 見 省 吾 (大 12~昭 6 )	大 森 大 亮 (大 13~14)
根 岸 博 (昭 6 ~30)	大 村 順 一 (昭 30~43)
新 島 端 夫 (昭 43~52)	大 森 弘 之 (昭和 52~平 10)

公 文 裕 巳 (平 10~27) 那 須 保 友 (平 27~令 4)  
准教授 (医 博) 荒 木 元 朗

### 眼 科 学【眼 科 学】

元 教 授 藤 田 秀太郎 (大 11~14) 庄 司 義 治 (大 14~15)  
畠 文 平 (大 15~昭 22) 萩 原 朗 (昭 23~26)  
赤 木 五 郎 (昭 26~39) 奥 田 觀 士 (昭 39~48)  
松 尾 信 彦 (昭 49~平 9) 大 月 洋 (平 9~23)  
白 神 史 雄 (平 25~令 2)  
教 授 (医 博) 森 實 祐 基  
講 師 (医 博) 木 村 修 平  
講 師 (医 博) 濱 崎 一 郎

### 耳鼻咽喉・頭頸部外科学【耳鼻咽喉科学】

元 教 授 田 中 文 男 (大 11~昭 15) 小 田 大 吉 (昭 15~21)  
高 原 滋 夫 (昭 21~49) 小 倉 義 郎 (昭 49~63)  
増 田 游 (昭 63~平 11) 西 崎 和 則 (平 11~令 2)  
教 授 (医 博) 安 藤 瑞 生  
准教授 (医 博) 假 谷 伸  
講 師 (医 博) 片 岡 祐 子  
講 師 (医 博) 前 田 幸 英

### 放射線医学【放射線医学】

元 教 授 武 田 俊 光 (昭 21~39) 山 本 道 夫 (昭 39~57)  
青 野 要 (昭 57~平元) 平 木 祥 夫 (平元~16)  
金 澤 右 (平 16~令 3)  
教 授 (医 博) 平 木 隆 夫  
准教授 (医 博) 松 井 裕 輔

### 産科・婦人科学【産科婦人科学】

元 教 授 安 藤 画 一 (大 11~昭 9 ) 八 木 日出雄 (昭 9 ~33)  
橋 本 清 (昭 33~48) 関 場 香 (昭 48~平 4 )  
工 藤 尚 文 (平 4 ~15) 平 松 祐 司 (平 15~29)  
教 授 (医 博) 増 山 寿  
准教授 (医 博) 中 村 圭一郎  
講 師 (医 博) 早 田 桂  
講 師 (医 博) 小 川 千加子

### 麻酔・蘇生学【麻酔・蘇生学】

元 教 授 小 坂 二度見 (昭 40~平 3 ) 平 川 方 久 (平 3 ~14)  
森 田 潔 (平 14~ 25)  
教 授 (医 博) 森 松 博 史

教 授 岩 崎 達 雄

### 脳神経外科学【脳神経外科学】

元 教 授 西 本 詮 (昭 41～平 3 ) 大 本 堯 史 (平 3 ～15)  
教 授 (医 博) 伊 達 熟  
准教授 (医 博) 安 原 隆 雄  
講 師 (医 博) 菅 川 朋 人

### 総合内科学【臨床検査医学】

元 教 授 原 田 英 雄 (昭 57～平 10) 小 出 典 男 (平 11 ～23)  
教 授 (医 博) 大 塚 文 男  
講 師 (医 博) 小比賀美香子  
講 師 (医 博) 長谷川 功

### 循環器内科学【循環器内科学】

元 教 授 原 岡 昭 一 (昭 56～平 6 ) 大 江 透 (平 6 ～20)  
教 授 (医 博) 伊 藤 浩  
准教授 (医 博) 中 村 一 文  
講 師 (医 博) 三 好 亨

### 心臓血管外科学【心臓血管外科学】

元 教 授 古 元 嘉 昭 (昭 61～平 5 ) 佐 野 俊 二 (平 5 ～28)  
教 授 (医 博) 笠 原 真 悟  
准教授 (医 博) 小 谷 恭 弘  
講 師 (医 博) 黒 子 洋 介

### 脳神経内科学【神経内科学】

元 教 授 高 坂 瞳 年 (昭 44～54) 庄 盛 敏 廉 (昭 54～平 10)  
阿 部 康 二 (平 10～令 3 )  
准教授 (医 博) 山 下 徹  
講 師 (医 博) 森 原 隆 太

### 救命救急・災害医学【救 急 医 学】

元 教 授 氏 家 良 人 (平 12～27)  
教 授 (医 博) 中 尾 篤 典  
准教授 (医 博) 内 藤 宏 道  
講 師 (医 博) 湯 本 哲 也

### 形成再建外科学【形 成 外 科】

元 教 授 光 嶋 熟 (平 12～16)  
教 授 (医 博) 木 股 敬 裕

講 師 (医 博) 松 本 洋

### 臨床遺伝子医療学

元 教 授 豊 岡 伸 一 (平 25~29)  
教 授 (医 博) 平 沢 晃

### 【分子細胞医学研究施設】

#### 分子腫瘍学【分子遺伝学】【病態遺伝子解析部門】

元 教 授 矢 部 芳 郎 (昭 42~平 6 ) 清 水 憲 二 (平 6~23)  
准教授 (理 博) 大内田 守

#### 腫瘍微小環境学【病態分子生物学部門】

元 教 授 小 田 琢 三 (昭 40~平元) 関 周 司 (平元~11)  
加 藤 宣 之 (平 11~令 2)  
教 授 (医 博) 富 横 康 介  
准教授 (医 博) 團 迫 浩 方

#### 細胞生物学【細胞生理学部門】

元 教 授 佐 藤 二 郎 (昭 41~平 2 ) 難 波 正 義 (平 2 ~13)  
許 南 浩 (平 13~ 24)  
教 授 (医 博) 阪 口 政 清  
講 師 (工 博) 村 田 等

#### 細胞化学【細胞工学部門】

元 教 授 保 田 立 二 (昭 63~平 23 )  
講 師 (医 博) 小 涌 浩 嗣

#### 組織機能修復学

教 授 (医 博) 寶 田 剛 志

#### 老年医学

元 教 授 谷 崎 勝 朗 (昭 61~平 17 )  
教 授 (医 博) 光 延 文 裕

#### 臨床薬剤学【薬 剤 部】

元 教 授 千 堂 年 昭 (21~令 3)  
教 授 (薬 博) 座 間 味 義 人  
講 師 (薬 博) 濱 野 裕 章

## **医療情報学【医療情報部】**

元 教 授 太 田 吉 夫 (平 15~平 24) 合 地 明 (平 24~平 28)  
教 授 (医 博) 郷 原 英 夫

## **感染症内科**

教 授 (医 博) 草 野 展 周

## **病理診断科**

教 授 (医 博) 柳 井 広 之

## **医療安全管理部**

講 師 (医 博) 大 澤 晋 (特別契約職員)

## **循環器疾患集中治療部**

准教授 (医 博) 赤 木 祯 治

## **放射線部**

## **総合リハビリテーション部**

教 授 (医 博) 千 田 益 生  
講 師 (医 博) 濱 田 全 紀

## **周産母子センター**

准教授 (医 博) 鎌 田 泰 彦

## **輸血部**

講 師 (医 博) 藤 井 伸 治

## **周術期管理センター**

## **新医療研究開発センター**

教 授 (医 博) 四 方 賢 一  
教 授 (医 博) 王 英 正  
教 授 (医 博) 渡 部 昌 実  
教 授 (医 博) 掘 田 勝 幸  
教 授 (学術博) 丹 浩 伸 (特別契約職員)  
教 授 (工 博) 吉 田 道 弘 (特別契約職員)

教 授 (薬 博) 神 川 邦 久 (特別契約職員)  
准教授 (医 博) 田 澤 大  
准教授 (医 博) 櫻 井 淳  
講 師 (歯 博) 大 野 彩 (特別契約職員)  
講 師 (医 博) 竹 内 康 人 (特別契約職員)  
講 師 (医 博) 岩 本 高 行 (特別契約職員)  
講 師 (医 博) 枝 園 和 彦

### **総合患者支援センター**

准教授 (医 博) 石 井 亜矢乃

### **光学医療診療部**

准教授 (医 博) 加 藤 博 也

### **腫瘍センター**

教 授 (医 博) 田 端 雅 弘

### **血液浄化療法部**

講 師 (医 博) 田 邊 克 幸 (特別契約職員)

### **内分泌センター**

准教授 (医 博) 稲 垣 兼 一

### **臓器移植医療センター**

准教授 (医 博) 杉 本 誠一郎

### **低侵襲治療センター**

准教授 (医 博) 香 川 俊 輔  
講 師 (医 博) 小 林 泰 之  
講 師 (医 博) 寺 石 文 則

### **I VRセンター**

准教授 (医 博) 杉 生 憲 志  
准教授 (医 博) 馬 場 健 児  
講 師 (医 博) 中 川 晃 志

## **ジェンダーセンター**

教 授 (医 博) 難 波 祐三郎  
講 師 (医 博) 松 本 洋 輔

## **炎症性腸疾患センター**

准教授 (医 博) 平 岡 佐規子

## **ゲノム医療総合推進センター**

准教授 (工 博) 富 田 秀 太  
准教授 (医 博) 遠 西 大 輔 (特別契約職員)

## **ダイバーシティ推進センター**

教 授 (医 博) 片 岡 仁 美

## 18. 医学部の沿革

明治 3 年（1870 年）

4 月 岡山藩は備前国上道郡門田村操山の麓（今の東山公園）に医学館を設置し、陰曆 5 月 25 日（陽曆 6 月 23 日）より医学教育を始めた。学科は解剖学、人身窮理学、薬剤学、病理学、内科学、繩帶学、外科学、眼科学、産科学、中毒学、翻訳の 11 科目であった。

6 月 オランダ軍医ロイトル(Franciscus Johannes Antonius de Ruijter)を医学館教師に招聘した。医学館に隣接して岡山藩医学館大病院を設け、患者の治療を始めた。

明治 4 年（1871 年）

7 月 オランダ人教師ロイトルが辞任した。

岡山中之町（現岡山市表町 1 丁目）に岡山藩医学館小病院を併設した。

明治 5 年（1872 年）

1 月 医学館を医学所と改称した。

2 月 医学所及び大病院を閉鎖し、小病院のみとした。

4 月 医学所、大病院を再興し、生田安宅が総括となった。

7 月 岡山中之町に医学所と大病院を移転し、同小病院を合併して病院と称した。病院内に医学所（医学教場とも称す）を設置した。

明治 6 年（1873 年）

8 月 病院を岡山栄町（現岡山市表町 2 丁目）に移転した。

11 月 岡山県病院として文部省の許可を得て医学の講義を開始した。生田安宅が病院治療方兼教授となった。

明治 8 年（1875 年）

8 月 米人ワーレス・ティラー (Wallace Taylor) を招聘した（12 月に辞任）。

初めて病院長制がつくられ、生田安宅が初代病院長に就任した。

明治 9 年（1876 年）

4 月 岡山県病院を岡山県公立病院と改称し、医学教場をその附属とした。

6 月 病院長に若栗章が就任した。

明治 10 年（1877 年）

石坂堅壯（医学館設立時の教授、当時倉敷在）、肝臓ジストマを発見した。

1 月 八浜支病院を設置した。

7 月 真島支病院を設置した。

9 月 八浜支病院を廃止した。

明治 12 年（1879 年）

3 月 岡山県公立病院を岡山県病院と改称した。栄町から弓之町（現岡山市弓之町）に移転した。

4 月 米人宣教医師ベリー(John C. Berry)が医学顧問となり、診療に従事した（明治 17 年 3 月に辞任）。

10 月 清野勇が病院長兼医学教頭となった。医学教育近代化を推進した。

明治 13 年（1880 年）

1 月 真島支病院を廃止した。

3 月 県病院、医学教場を岡山区弓之町旧県庁跡へ改築移転した。

9 月 医学教場は病院より分離し、岡山県医学校として独立した。菅之芳が校長兼副病院長に就任した。病院長は清野勇が続任した。

明治 15 年（1882 年）

4 月 東大医学部卒業生に続き、岡山県医学校卒業生は、内務省の試験を受けることなく開業免状が交付されることになった。

明治 16 年（1883 年）

8月 甲種医学校の允可を受け、西日本最大の医育機関となった。甲種医学校（千葉、愛知、金沢、大阪、三重、神戸、和歌山、岡山、広島、長崎）

明治 17年（1884年）

5月 校舎を岡山城内西丸（元内山下小学校）に移転した。

6月 岡山県医学校第一回卒業生（11人）を出した。

明治 18年（1885年）

8月 明治天皇が岡山県医学校に行幸された。

明治 19年（1886年）

4月 全国を5区に分割し、各区に1つの高等中学校を設置することとなり、第3区の高等中学校の本部が京都に置かれ、岡山は第3区に属した。

明治 20年（1887年）

8月 各高等中学校に医学部が設置されることになり、第一を千葉、第二を仙台、第三を岡山、第四を金沢に設置、次いで第五を長崎に置くことになった。

9月 県医学校生であった石井十次が孤児教育会（後の岡山孤児院）を設立した。

明治 21年（1888年）

3月 岡山県医学校長菅之芳が第三高等中学校医学部長に任命され、岡山県医学校を廃止した。

4月 第三高等中学校医学部を開設した。校舎は旧岡山県医学校舎で、生徒は岡山県医学校生徒と各府県の旧医学校生徒を引き継いだ。学科目は英語、動物学、植物学、物理学、化学、解剖学、組織学、生理学、薬物学、病理学、外科病理学、内科学、外科学、眼科学、産科婦人科学、裁判医学、衛生学、体操の18科目であった。すべての臨床講義と診療の実習は、岡山県病院で行った。

明治 22年（1889年）

2月 岡山医学会の最初の講演会を開催した。（→12月 「岡山医学会雑誌」第一号を刊行。）

5月 岡山内山下（現日本銀行および旧日本銀行にわたる電車道に面した一帯）に第三高等中学校医学部校舎の建築を開始した。

明治 23年（1890年）

2月 第三高等中学校医学部に薬学科を附設した。同科の学科目は英語、動物学、植物学、鉱物学、物理学、化学、分析、生理学、製薬学、調剤学、薬局方、体操の12科目であった。

7月 医学部構内に病院、医学部校舎が竣工した。

明治 24年（1891年）

7月 内山下に岡山県病院が竣工した。

明治 26年（1893年）

9月 医科と薬学科の学科目中の英語を外国語と改め、裁判医学を法医学と改めた。

明治 27年（1894年）

6月 高等学校令が布かれ、9月11日から第三高等中学校医学部を第三高等学校医学部に改称した。附設薬学科を廃止した。

明治 28年（1895年）

8月 卒業生は医学得業士と称することができ、元第三高等中学校医学部卒業生は学力検定の上、得業士と称することができるよう規定した。

明治 34年（1901年）

4月 第一、第二、第三、第四、第五高等学校医学部はそれぞれ千葉、仙台、岡山、金沢、長崎医学専門学校となった。

6月 菅之芳を校長（勅任官）に任命した。

明治 37年（1904年）

5月 岡山医学専門学校教授（病理学）桂田富士郎が日本住血吸虫を発見した。

明治 40年（1907年）

泰佐八郎（明治28年第三高等中学校医学部卒業）がベルリンのコッホ研究所に留学した（後にエールリッヒと共にサルバルサンを発見した。昭和8年学士院会員）。

大正元年（1912年）

11月 桂田富士郎教授が休職を命ぜられた。復職を要求して学生大会が開催され、医専紛争が始まった。

大正 2 年 (1913 年)

6 月 菅校長が辞表を提出する事により紛争は終結した。

7 月 筒井八百珠（千葉医学専門学校教授）が後任として着任した。

上坂熊勝教授が「脳神経起首の研究」により医学関係ではじめて学士院恩賜賞を受賞した。

大正 6 年 (1917 年)

1 月 旧御津郡鹿田村に岡山医学専門学校校舎と岡山県病院建築を着工した(大正 10 年竣工)。

大正 7 年 (1918 年)

5 月 桂田富士郎、京大教授藤浪鑑と共に「日本住血吸虫に関する研究」で帝国学士院賞を授与した。

大正 10 年 (1921 年)

4 月 鹿田地区に新築された岡山県病院が文部省に移管され、岡山医学専門学校附属医院となつた。

10 月 医学部正門横の門衛所が竣工した。

大正 11 年 (1922 年)

3 月 岡山医学専門学校を廃止した。

4 月 岡山医科大学を設置し、教授藤田秀太郎を初代の医科大学長に任命した。

学科目は、解剖学、生理学、医化学、細菌学、薬物学、病理学、衛生学、法医学、内科学、外科学、産科婦人科学、皮膚科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、小児科学、精神病学の 16 科目であった。千葉、新潟、金沢、長崎も医科大学として発足した。

医科大学の設置に伴い、病院を岡山医科大学附属医院に改称した。

大正 15 年 (1926 年)

3 月 岡山医科大学第 1 回卒業式を挙行し、23 名の卒業生を送った。

9 月 医学部附属図書館を設置した。

昭和 3 年 (1928 年)

12 月 欧文誌 *Arbeiten aus der Medizinischen Universität zu Okayama* (後の *Acta Medica Okayama*) を創刊した。

昭和 6 年 (1931 年)

4 月 混合病棟が竣工した。

昭和 7 年 (1932 年)

3 月 生化学研究棟・講堂が竣工した。

5 月 岡山医学同窓会を創立した。

12 月 岡山医学同窓会報を創刊した。

昭和 8 年 (1933 年)

3 月 栄養学研究棟が竣工した。

昭和 13 年 (1938 年)

5 月 生化学清水多栄教授が「胆汁酸の化学と生理」で帝国学士院賞を受賞した。

昭和 14 年 (1939 年)

5 月 臨時附属医学専門部を設置した。

6 月 学旗制定式を行つた。

7 月 鳥取県東伯郡三朝村に三朝温泉療養所を設置した。

昭和 17 年 (1942 年)

5 月 岡山医科大学創立 20 周年記念式典を挙行した。

7 月 教授の定年を 60 歳とした。

昭和 18 年 (1943 年)

1 月 三朝に放射能泉研究所を開設し、三朝温泉療養所を附属医院とした。

10 月 結城貞昭奨学賞（現岡山医学会賞結城賞）を設けた。

昭和 19 年 (1944 年)

4 月 臨時医学専門部を医学専門部に改めた。

昭和 20 年 (1945 年)

6月 岡山大空襲（29日）を受け、大学内の木造建築の多くを焼失した。

昭和 21年（1946年）

3月 教授の定年を65歳とした。

8月 医学実地修練（インターナン）制度を開始した。

昭和 22年（1947年）

4月 附属医学専門部の修業年限を5年に延長した。

昭和 24年（1949年）

5月 国立学校設置法が公布され、岡山大学の学部組織は法文・教育・理・農・医の5学部とし、岡山医科大学は岡山医科大学附属専門部と共に岡山大学に包括され、岡山大学医学部となり、医学部附属の教育研究施設として、附属病院・同三朝分院・同金光分院・同本島分院を設置した。医学部附属病院に12診療科（第一内科、第二内科、第一外科、第二外科、産婦人科、皮膚・泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科、精神科、放射線科、歯科）を設置した。

放射能泉研究所を岡山大学温泉研究所として附置した。

6月 第一回入試を実施した（2年の課程修了後に改めて選抜入学させる制度）。

林道倫教授を初代岡山大学長、遠藤中節教授を初代医学部長、根岸博教授を附属病院長に任命した。

昭和 25年（1950年）

4月 旧制医科大学最後の入学者を受け入れた（→昭和29年3月25日に卒業）。

開設講座（括弧内は講座数）：解剖学（3）、生理学（1）、生化学（1）、細菌学（1）、薬理学（1）、病理学（2）、衛生学（1）、法医学（1）、内科学（2）、外科学（2）、産科学婦人科学（1）、皮膚泌尿器科学（1）、眼科学（1）、耳鼻咽喉科学（1）、小児科学（1）、精神病学（1）、放射線科学（1）、歯科学（1）、温泉内科学（1）、温泉化学（1）であった。解剖学第三講座を寄生虫学に転用した。

11月 生化学教授清水多栄が日本学士院会員に選任された。

昭和 26年（1951年）

3月 岡山大学放射能泉研究所を温泉研究所に改称した。

附属病院に三朝分院、金光分院及び本島分院を設置した。

昭和 27年（1952年）

3月 岡山医科大学附属専門部を廃止した。

昭和 29年（1954年）

3月 岡山医科大学最後の卒業証書授与式を挙行した。

4月 整形外科学・生理学（第二）及び公衆衛生学を新設した。

昭和 30年（1955年）

4月 医学部の修業年限が4年から6年となり、2年の進学課程と4年の専門課程に分けられた。岡山大学に大学院を設置し、医学研究科の課程を定めた。

7月 森永砒素ミルク事件が発生し、岡山大学関係者により原因を究明した。

附属学校として助産婦学校を設置した。

昭和 32年（1957年）

3月 基礎医学研究棟第一期工事が竣工した。

4月 附属学校として診療エックス線技師学校を設置した。

金光分院を廃止した。

昭和 33年（1958年）

新医学教育課程（いわゆる岡山方式。少人数臨床教育）を開始した。

4月 附属病院の産婦人科を産科婦人科に、精神科を精神科神経科に改称した。

昭和 34年（1959年）

3月 新制大学院の課程修了により初めて学位を授与した。

昭和 35年（1960年）

3月 岡山医科大学を廃止した。（旧学位制度廃止）

4月 附属癌源研究施設を設置し、病理研究部門を設置した。

昭和 36年（1961年）

4月 皮膚泌尿器科学講座が皮膚科学講座と泌尿器科学講座に分離した。

- 6月 附属病院に中央検査部、中央手術部、中央材料部、中央物療部を設置した。  
昭和 37 年（1962 年）  
4月 本島分院を本島分室と改称した。  
附属病院に中央麻酔部と共同実験室を設置した。  
7月 附属癌源研究施設に代謝研究部門を増設した。  
昭和 38 年（1963 年）林原賞を設けた。  
昭和 39 年（1964 年）  
3月 基礎医学研究棟第一期工事が竣工した。  
4月 寄生虫学講座を設置した。  
歯科学講座を口腔外科学講座と改称した。  
附属学校として衛生検査技師学校を設置した。  
5月 耳鼻咽喉科高原滋夫教授が「無カタラーゼ血液症の発見とその研究」で学士院賞を受賞した。  
6月 解剖実習棟が竣工した。  
昭和 40 年（1965 年）  
4月 麻酔学講座を設置した。  
解剖学第三講座を再設置した。  
癌源研究施設ウイルス部門を増設した。  
三朝分院を官制化した。  
5月 内科学山岡憲二元教授が「血色素並びに胆汁色素の研究」で学士院賞を受賞した。  
昭和 41 年（1966 年）  
4月 脳神経外科学講座を設置した。  
昭和 42 年（1967 年）  
3月 医学図書館が竣工した。  
4月 内科学第三講座を設置した。  
5月 温泉研究所にリハビリテーション医学部門を設置した。  
12月 附属病院三朝分院本館が竣工した。  
昭和 43 年（1968 年）  
3月 基礎医学研究棟第二期工事が竣工した。  
4月 附属病院三朝分院にリハビリテーション施設を設置した。  
5月 医師実地修練（インターン）制度を廃止した。  
7月 附属癌源研究施設の代謝研究部門を生化学研究部門に改称した。  
昭和 44 年（1969 年）  
1月 学生が「5項目」を要求して学園紛争が勃発した。医学部本館の一部（現医学部基礎医学棟共同実験室付近）を全共闘学生が封鎖占拠した。  
3月 体育館が竣工した。  
4月 薬学科を設置した。  
附属脳代謝研究施設を設置し、病態生化学部門を新設した。  
診療エックス線技師学校を診療放射線技師学校（三年制）に改めた。  
9月 医学部に機動隊が入り、封鎖を解いた。授業を再開した。  
12月 創立 100 周年事業として武道場が竣工した。附属病院西病棟が竣工した。  
昭和 45 年（1970 年）  
4月 薬学科に薬化学、生理化学及び生薬学講座を配置した。  
附属病院に集中治療部、人工腎臓室を設置した。  
9月 百周年記念会館が竣工した。  
10月 医学部創立百周年記念式典を挙行した。  
昭和 46 年（1971 年）  
4月 薬学科に薬物学及び衛生化学講座を設置した。  
昭和 47 年（1972 年）  
4月 薬学科に薬品化学及び薬剤学講座を設置した。  
附属脳代謝研究施設に機能生化学部門を設置した。  
附属衛生検査技師学校を附属臨床検査技師学校（三年制）に改組した。

- 5月 医学部附属脳代謝研究施設病態生化学部門の診療科として、医学部附属病院に脳代謝精神科を配置した。
- 昭和 48 年（1973 年）
- 3月 附属総合動物実験室棟が竣工した。
- 4月 大学院に薬学研究科を設置した。  
附属衛生検査技師学校を廃止した。  
医学部附属病院中央物療部を理学療法部と改称した。  
三朝分院のリハビリテーション施設をリハビリテーション部と改称した。
- 昭和 49 年（1974 年）
- 4月 ウイルス学講座を設置した。  
附属病院に中央放射線部を設置した。
- 6月 RI 共同利用施設が竣工した。
- 昭和 50 年（1975 年）
- 2月 アイソトープ研究センターが業務を開始した。
- 4月 製薬化学科を設置した。
- 7月 中央診療棟、北病棟が竣工した。
- 10月 附属病院に分娩部を設置した。
- 昭和 51 年（1976 年）
- 3月 基礎医学講義実習棟が竣工した。
- 4月 製薬化学科に製品分析学講座及び製品物理化学講座を設置した。  
学校教育法の一部改正により、医学部附属の各種学校が専修学校となった。  
附属病院に核医学診療室を設置した。
- 5月 附属病院に看護部を設置した。  
薬学科及び製薬化学科が分離独立し、薬学部（薬学科 7 講座、製薬化学科 6 講座）を設置した。
- 昭和 52 年（1977 年）
- 4月 温泉研究所の温泉医学部門を温泉内科学部門と改称した。
- 10月 附属病院に病理部を設置した。
- 昭和 53 年（1978 年） 砂田賞を設けた。
- 4月 附属脳代謝研究施設に発達神経科学部門を設置した。  
附属病院三朝分院に看護部を設置した。
- 10月 附属病院三朝分院に検査部を設置した。
- 昭和 54 年（1979 年）
- 2月 臨床研究棟が竣工した。
- 5月 臨床講義棟、病理解剖室が竣工した。
- 10月 歯学部を設置した。  
附属病院に救急部を設置した。
- 昭和 57 年（1982 年）
- 8月 附属動物実験施設棟が竣工した。
- 昭和 58 年（1983 年）
- 4月 附属病院に輸血部を増設した。
- 昭和 59 年（1984 年）
- 3月 MRI 断層撮影装置室が完成した。
- 4月 附属病院に高気圧治療部を設置した。
- 5月 解剖学新見嘉兵衛教授が「視床に関する研究」で学士院賞を受賞した。
- 昭和 60 年（1985 年） 山田賞、新見賞を設けた。
- 4月 岡山大学温泉研究所の改組に伴い、医学部附属環境病態研究施設を設置し、環境病態部門、（①基礎環境病態学分野、②成人病学分野、③リハビリテーション外科学分野）を設置した。
- 8月 附属病院外来診療棟が竣工した。  
高原滋夫名誉教授が、アカタラセミア」の発見、国内初の難聴学級開設で文化功労者に選ばれた。

昭和 61 年（1986 年）

10 月 岡山大学医療技術短期大学部（看護学科、診療放射線技術学科、衛生技術学科）を併設した。

昭和 62 年（1987 年）

4 月 医療技術短期大学部が第一期生を受け入れた。

麻醉科を麻醉科蘇生科と改称した。

5 月 アイソトープ総合センターを設置した。

臨床検査医学講座を設置した。

附属病院に小児神経科を設置した。

12 月 医療短期大学部棟が竣工した。

平成元年（1989 年）

3 月 附属病院管理棟・研究棟が竣工した。

附属看護学校、附属診療放射線技師学校及び附属臨床検査技師学校を廃止した。

4 月 附属病院に栄養管理室を設置した。

5 月 分子医化学講座を設置した。

平成 2 年（1990 年）

3 月 附属助産婦学校を廃止した。

4 月 医療技術短期大学部に専攻科助産学特別専攻を設置した。

平成 3 年（1991 年）

4 月 附属癌源研究施設及び環境病態研究施設の改組・転換に伴い、附属分子細胞医学研究施設を設置し、病態遺伝子解析部門・病態分子生物学部門・細胞生物学部門・細胞工学部門・分子病態解析部門（客員研究部門）を配置した。

循環器内科学講座及び心臓血管外科学講座を設置した。

平成 4 年（1992 年）

4 月 附属脳代謝研究施設の改組・転換に伴い、神経内科学講座及び小児神経学講座並びに附属分子細胞医学研究施設神経情報学部門を設置した。

平成 5 年（1993 年）

1 月 アイソトープ総合センターが竣工した。

4 月 附属病院に結石治療室を設置した。

平成 6 年（1994 年）

6 月 附属病院に循環器内科を設置した。

9 月 岡山大学教養部を廃止した。

平成 7 年（1995 年）

4 月 6 年一貫教育を開始した。

6 月 岡山大学校友会を設立した（岡山大学学友会は 7 月解散）

平成 8 年（1996 年）

4 月 附属病院に冠動脈疾患治療部、物流管理センターを設置した。

5 月 附属病院に心臓血管外科を設置した。

平成 9 年（1997 年）

4 月 附属病院に医療情報部を設置した。

平成 10 年（1998 年）

10 月 医療技術短期大学部の改組・転換により、看護学、放射線技術科学及び検査技術科学の 3 専攻からなる保健学科を設置した。

12 月 医学部 R I 研究センターを廃止し、岡山大学アイソトープ総合センターに統合した。

平成 11 年（1999 年）

4 月 救急医学講座を設置した。

寄生虫学講座を生体防御医学講座と改称した。

附属病院に治験センターを設置した。

物流管理センターを物流センターに改組した。

12 月 基礎研究棟第一期工事が竣工した。

附属病院に卒後臨床研修センターを設置した。

平成 12 年（2000 年） 学士編入学制度（3 年次編入）を開始した。

- 3月 本島分院を廃止した。  
4月 形成外科学を設置した。  
平成13年（2001年）  
4月 医学部医学科の38講座、6部門を廃止し、4専攻9大講座制を採る大学院医歯学総合研究科を設置した。  
6月 附属病院に医療安全管理部を設置した。  
平成14年（2002年）  
4月 三朝分院を本院に統合し、三朝医療センターを設置した。理学療法部を廃止・転換し、リハビリテーション部を設置した。  
附属病院に慢性呼吸器疾患部を設置した。  
8月 入院棟（第一期棟）が竣工した。  
平成15年（2003年）  
4月 大学院医歯学総合研究科に医歯科学専攻（修士課程）を設置した。  
附属病院に遺伝子細胞治療センター、高次治療部、総合患者支援センターを設置した。  
医学部附属動物実験施設を廃止・転換し、アイソトープ総合センター、遺伝子実験施設及び機器分析センターを統合して、自然生命科学研究支援センターを設置した。  
大学院保健学研究科（修士課程）を設置した。  
10月 医学部附属病院と歯学部附属病院を統合し、医学部・歯学部附属病院を設置した。  
光学医療診療部を設置した。  
リハビリテーション部を総合リハビリテーション部に、冠動脈疾患治療部を循環器疾患治療部に、人工腎臓室を血液浄化療法部に改称した。  
12月 総合教育研究棟が竣工した。  
平成16年（2004年）  
4月 岡山大学は法人化され、「国立大学法人岡山大学」となった。  
附属病院に臨床栄養部および感染制御部を設置した。  
10月 中央材料部を廃止し、物流センターに統合した。  
ME機器センターを設置した。  
平成17年（2005年）  
4月 大学院医歯学総合研究科と大学院自然科学研究科（薬学系）を統合し、大学院医歯薬学総合研究科を設置した（5専攻、11大講座）。  
大学院医歯薬学総合研究科に医歯科学専攻（修士課程）を設置した。  
創薬生命科学専攻（博士前期課程）を設置した。  
大学院保健学研究科に博士後期課程を設置し、修士課程を博士前期課程とした。  
附属病院に地域医療連携室を設置した。  
平成18年（2006年）岡山医学同窓会の名称を鶴翔会とした。  
3月 高気圧治療部を廃止した。  
9月 内分泌センターを設置した。  
10月 腫瘍センターを設置した。  
平成19年（2007年）  
1月 医療法上の病院名を岡山大学病院、岡山大学病院三朝医療センターと改称した。  
9月 一般外科、小児外科を廃止した。  
10月 医療機器安全管理室を設置した。  
11月 入院棟（第二期棟）が竣工した。  
平成20年（2008年）  
1月 基礎研究棟第二期工事が竣工した。  
3月 分娩部を廃止し、周産母子センターを設置した。  
地域医療連携室を廃止し、総合患者支援センターに統合した。  
4月 岡山大学病院に教授会を設置した。  
6月 岡山大学病院に救急科、病理診断科を設置した。  
呼吸器内科を呼吸器・アレルギー内科に、リウマチ・膠原病・アレルギー科をリウマチ・膠原病内科に改称した。  
10月 岡山大学病院の中央検査部、中央放射線部、中央手術部、循環器疾患治療部、高次治療

部をそれぞれ、検査部、放射線部、手術部、循環器疾患集中治療部、救急集中治療部に改称した。

平成21年（2009年）学士編入学制度を2年次編入に変更した。

2月 大学病院に小児頭蓋顔面形成センターを設置した。

4月 大学病院に教授ポストを新設した。

国の緊急医師確保対策に基づく「地域枠」を設置し、岡山県、広島県、兵庫県、鳥取県の地域枠を設けた。

組織上の病院名を岡山大学病院、岡山大学病院三朝医療センターに改称した。

6月 岡山大学病院に新医療研究開発センターを設置した。

平成22年（2010年）末丸賞を設けた。

9月 大学病院にジェンダーセンターを設置した。

11月 大学病院に小児循環器科、周術期管理センター、経営戦略支援部を設置し、麻酔部を廃止した。

平成23年（2011年）

1月 大学病院に臓器移植医療センターを設置した。

2月 大学病院に超音波診断センターを設置した。

3月 医学資料室・研究棟（旧生化学棟）を耐震改修した。  
基礎医学講義実習棟を耐震改修した。

4月 大学病院に地域がん登録室を設置した。

5月 大学病院に運動器疼痛性疾患治療研究センターを設置した。

7月 大学病院の治験センターを廃止し、新医療研究開発センター治験推進部に移行した。

10月 大学病院の救急部および救急集中治療部を廃止し、3次救急センターを設置した。

大学病院の遺伝子・細胞治療センターを廃止し、新医療研究開発センター探索的医薬品開発室に移行した。

11月 大学病院に小児外科を再設置した。

平成24年（2012年） 岡山医学会賞の各賞を見直し、総合医学研究奨励賞（結城賞）、がん研究奨励賞（林原・山田賞）、胸部循環研究奨励賞（砂田賞）、脳研究奨励賞（新見賞）、医学教育奨励賞（末丸賞）とした。

4月 岡山大学病院が災害拠点病院、高度救命救急センターに指定された。（3次救急センターを高度救命救急センターに改称した）

大学病院に頭頸部がんセンター、低侵襲治療センター、糖尿病センター、認知症疾患医療センターを設置した。

大学病院の総合診療内科を総合内科に改称した。

大学病院三朝医療センターのリハビリテーション科を廃止し入院機能を休止した。

6月 大学病院にIVRセンターを設置した。

7月 地域医療人育成センター（通称：マスカットキューブ）が竣工した。（9月開所式举行）

9月 大学病院に小児医療センター（小児科、小児外科、小児神経科、小児循環器科、小児歯科、小児放射線科）を設置した。

10月 総合診療棟Ⅰ期（東棟）が竣工した。

11月 大学病院に小児血液・腫瘍科を設置した。

平成25年（2013年）26年度入試より一般入試（後期日程）を廃止し、推薦入試（地域枠を対象）を導入した。

4月 臨床遺伝子医療学分野を設置した。

岡山大学病院が臨床研究中核病院に選定された。

大学病院に緩和支持医療科を設置した。

5月 大学病院に小児麻酔科を設置した。

10月 大学病院に臨床工学部を設置した。

11月 Junko Fukutake Hall（通称：J Hall）が竣工した。

12月 大学病院にてんかんセンター、小児放射線科を設置した。

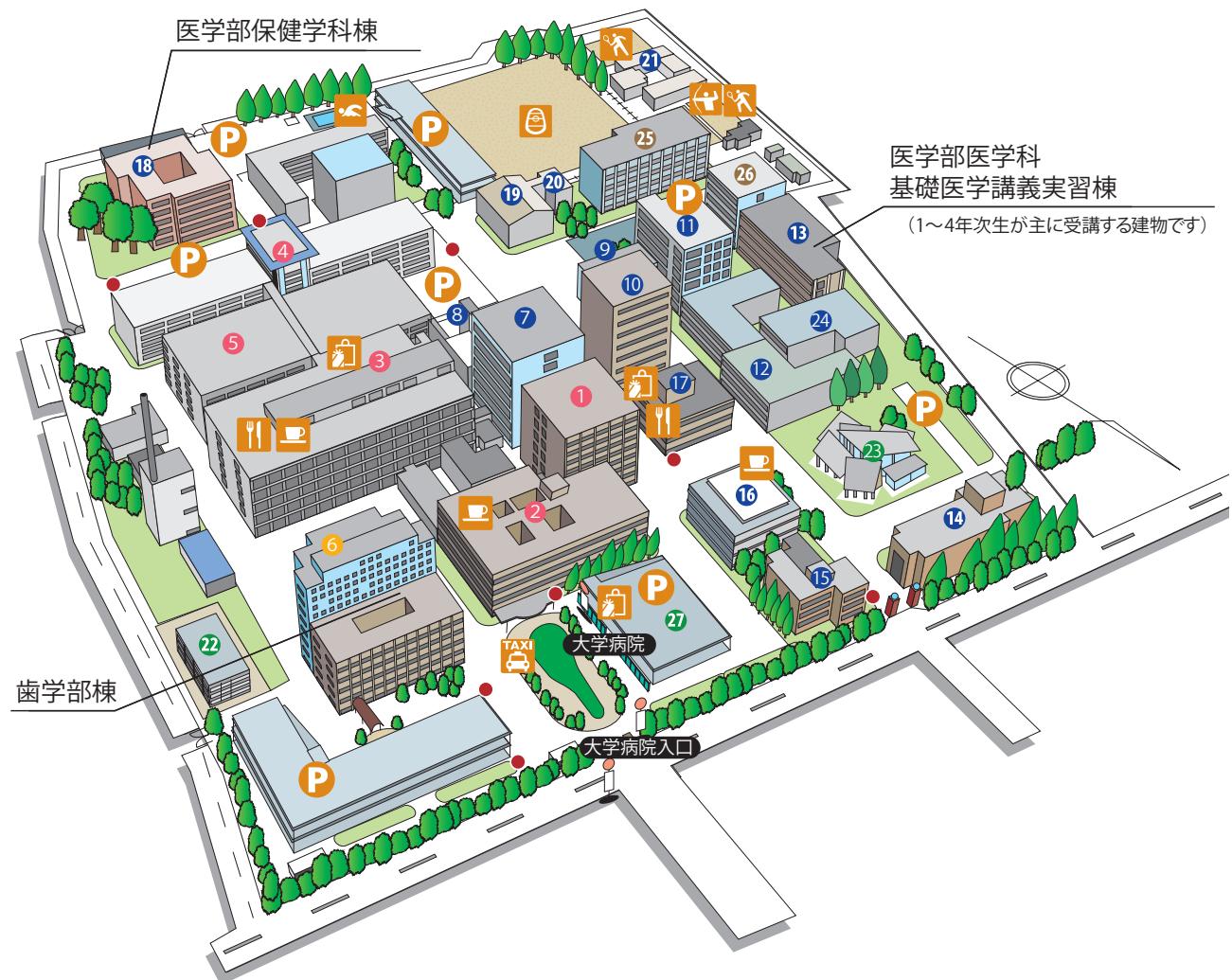
平成26年（2014年）国際バカロレア入試を導入した。

3月 臨床研究棟を耐震改修した。

4月 岡山大学附属図書館・鹿田分館を耐震改修した。

- 大学病院にサルコーマセンター、看護研究・教育センターを設置した。
- 5月 医学資料棟（旧栄養学棟）を耐震改修した。
- 8月 大学病院に成人先天性心疾患センターを設置した。
- 9月 岡山大学が文部科学省の「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」の橋渡し研究支援拠点（代表：医歯薬学総合研究科）に選定された。
- 平成 27 年（2015 年）
- 1月 医歯薬融合型教育研究拠点施設が竣工した。（7月竣工式挙行）  
診療参加型臨床実習の期間を72週とした。
- 平成 28 年（2016 年）
- 6月 医学教育分野別認証評価を受審した。
- 9月 大学病院に炎症性腸疾患センターを設置した。
- 10月 総合診療棟Ⅱ期（西棟）が竣工した。（本格運用平成29年5月）
- 11月 大学病院に国際診療支援センターを設置した。
- 平成 29 年（2017 年）
- 3月 大学病院が医療法上の臨床研究中核病院に認定された。
- 4月 大学病院に高難度新規医療管理部を設置した。
- 5月 大学病院に侵襲性歯周炎センターを設置した。
- 7月 大学病院に放射線診療品質管理室を設置した。
- 12月 大学院医歯薬学総合研究科附属医療教育統合開発センターを医療教育センターに改称した。  
大学病院にゲノム医療総合推進センターを設置し、それに伴いバイオバンクを廃止した。
- 平成 30 年（2018 年）
- 2月 大学病院に小児心臓血管外科を設置した。
- 4月 大学病院の救急科を救命救急科に改称、また大学病院に院内がん登録室を設置した。
- 6月 大学病院の神経内科を脳神経内科に改称した。
- 9月 大学病院に臨床遺伝子診療科を設置した。
- 10月 大学病院にデンタルインプラントセンター、リプロダクションセンターを設置した。
- 11月 大学病院に漢方臨床教育センターを設置した。
- 平成31年（2019年）
- 3月 大学病院の看護研究・教育センターを廃止した。
- 4月 大学病院の総合内科を総合内科・総合診療科に改称した。  
大学病院にバイオバンクを再設置、ダイバーシティ推進センター、看護教育センターを設置した。
- 令和 元年（2019年）
- 12月 岡山大学病院のダイバーシティ推進センターを中央診療施設等へ新たに設置した。  
岡山大学病院に小児心身医療科を設置した。
- 令和 2 年（2020 年） 医学部創立 150 周年を迎えた。（式典は 1 年延期）
- 4月 岡山大学病院の臨床工学部を廃止し、臨床工学センターを設置した。
- 6月 鹿田会館（旧生化学棟）講堂を整備改修した。
- 令和 3 年（2021 年）
- 11月 医学部創立 150 周年記念式典を挙行した。
- 12月 鹿田会館（旧生化学棟）に鶴翔会事務局を移転した。

# 鹿田キャンパス



## 鹿田地区

1	管理棟	16	附属図書館鹿田分館
2	外来診療棟（医科）	17	記念会館
3	中央診療棟	18	保健学科棟
4	入院棟	19	体育館
5	総合診療棟	20	武道場
6	歯学部棟・外来診療棟（医科・歯科）	21	校友会クラブ棟
7	臨床研究棟	22	地域医療人育成センターおかやま（MUSCAT CUBE）
8	臨床講義棟及び病理部	23	Junko Fukutake Hall
9	旧RI研究センター	24	医歯薬融合型教育研究棟
10	総合教育研究棟	25	自然生命科学研究支援センター 動物資源部門鹿田施設
11	基礎研究棟	26	自然生命科学研究支援センター 光・放射線情報解析部門鹿田施設
12	基礎医学棟 中性子医療研究センター	27	鹿田パーキングモール
13	基礎医学講義実習棟		
14	鹿田会館・講堂（旧生化学棟）		
15	医学資料棟（旧栄養学棟）		